

こ支家第 13 号
令和 8 年 1 月 15 日

総務省自治行政局公務員部福利課長
財務省主計局給与共済課長
文部科学省高等教育局私学部私学行政課長
厚生労働省年金局事業管理課長

殿

こども家庭庁支援局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

児童扶養手当と公的年金等の適切な併給調整のための更なる周知に係る
年金実施機関への依頼について (依頼)

平素より、子育て支援施策に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 7 年 12 月 23 日閣議決定)において、「児童扶養手当の受給者が公的年金等の受給を開始した場合については、地方公共団体が併給調整(13 条の 2)を行う必要があるため、受給者から地方公共団体へ速やかに手続がなされるよう、適切な併給調整を行うための更なる周知方法について、関係府省庁の間で協議し、令和 7 年度以降に順次年金実施機関で周知する」こととされました。

提案においては、児童扶養手当受給者等が公的年金等を受給する場合には、地方公共団体が児童扶養手当において併給調整を行う必要があるため、受給者から地方公共団体への手続が必要であるところ、受給者に手続が必要であることの認識がされていないため速やかに手続がなされず、事後的に多額の手当の返還が生じ、受給者及び地方公共団体の負担が大きいという支障事例が挙げられております。

そのため、受給者から地方公共団体へ速やかに手続がなされるよう年金実施機関において更なる周知を行うことについて、各関係省庁から各年金実施機関へ依頼いただきますようお願いいたします。なお、年金実施機関で活用が可能なチラシを別添のとおり作成しているため、必要に応じてご活用ください。

(問い合わせ先)

こども家庭庁支援局家庭福祉課 扶養手当係

TEL : 03-6859-0184

E-mail : XXXXXXXXXX

児童扶養手当を受給されている皆さまへ

「児童扶養手当」と「公的年金等」の
両方を受給する場合は、手続きが必要です！

**公的年金等*を受給する場合、児童扶養手当額の全部
または一部を受給することができません。**

(*) 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

● **障害年金を受給している方**

障害年金の「子の加算部分」の額が児童扶養手当より低い場合、
差額分が児童扶養手当として支給されます。

● **障害年金以外の公的年金を受給している方**

年金額が児童扶養手当額より低い場合、
差額分が児童扶養手当として支給されます。

そのため、以下の手続きを必ず行ってください



● **公的年金等を新たに受給する場合**

→ 速やかにお住まいの市区町村にお問い合わせください。

必要な手続き ▶ 以下の書類をご持参の上、お住まいの市区町村の児童扶養手当
窓口にお越しください。

- ・公的年金給付等受給状況届
- ・公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）

● **公的年金等が過去に遡って給付される場合や、
公的年金を受給し、市区町村へ手続きが遅れた場合**

→ 過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合が
あります。**手続きは早め**に行うよう、ご注意ください。

詳しくは、お住まいの市区町村の児童扶養手当担当窓口へお問い合わせください。